

# ※はじめに

---

この「厚真町庁舎周辺等整備基本構想・基本計画(案)（概要）」は、現時点の「厚真町庁舎周辺等整備基本構想・基本計画（素案）」を基に作成したもので、あくまでも“案”です。

これらの内容は、現在、町議会における「新庁舎周辺等整備調査検討特別委員会」で調査中です。

この度、町民のみなさまからのご要望があり、町公式ホームページに掲載します。

すみたい厚真、  
いきたい厚真

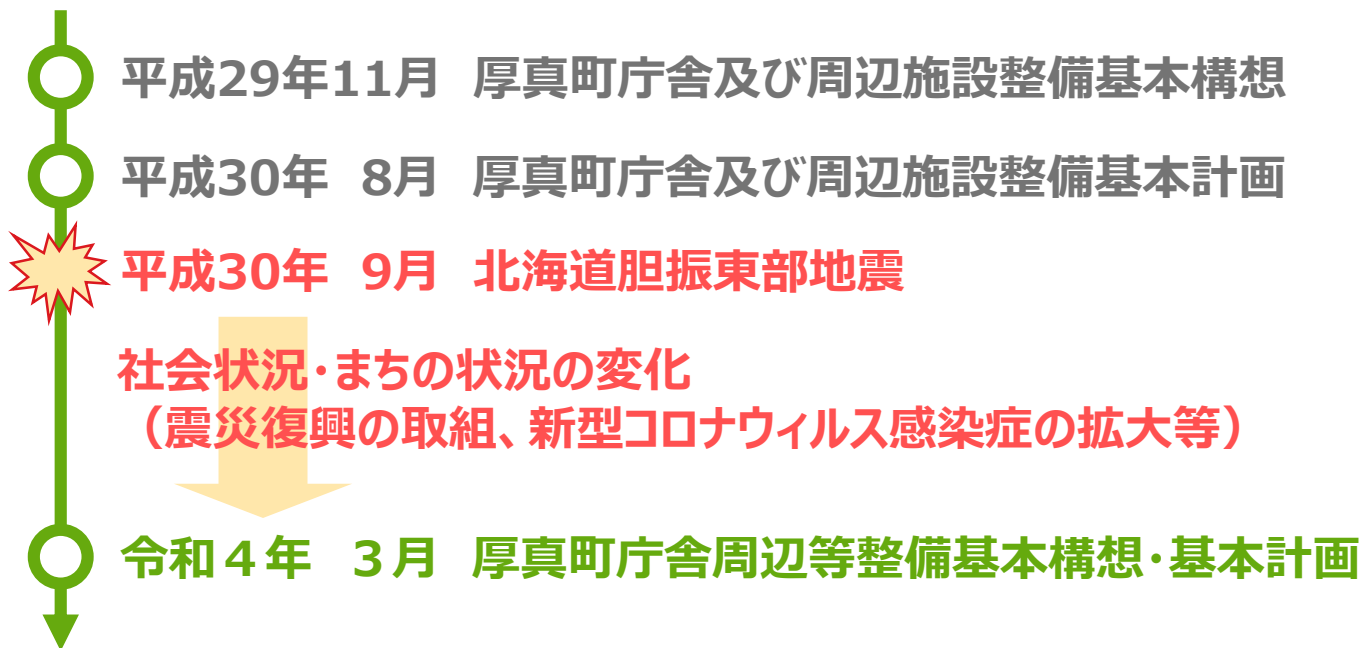
# 厚真町庁舎周辺等整備 基本構想・基本計画(案) (概要)



# 1 策定の経緯

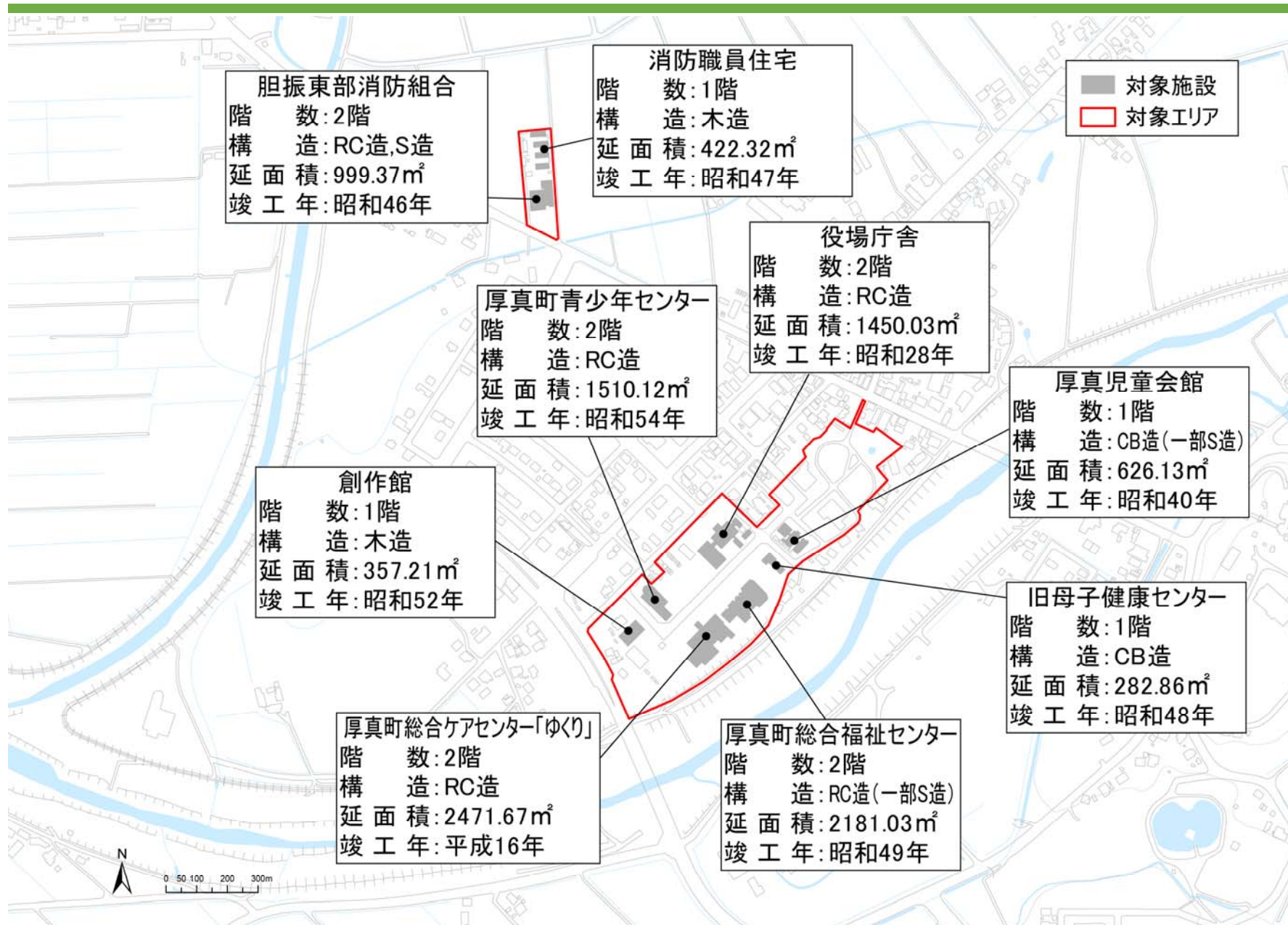
# 策定の経緯

過去に策定した「厚真町庁舎及び周辺施設整備 基本構想」「厚真町庁舎及び周辺施設整備 基本計画」について、本町に甚大な被害をもたらした平成30年北海道胆振東部地震や新型コロナウイルス感染症の拡大により、本町の情勢が大きく変化したことから、新たに、**北海道胆振東部地震を教訓とした防災力の向上、町民に親しまれ、集まれる場所**となるような役場庁舎および周辺施設の整備に向け、基本構想・基本計画の策定をおこなう。



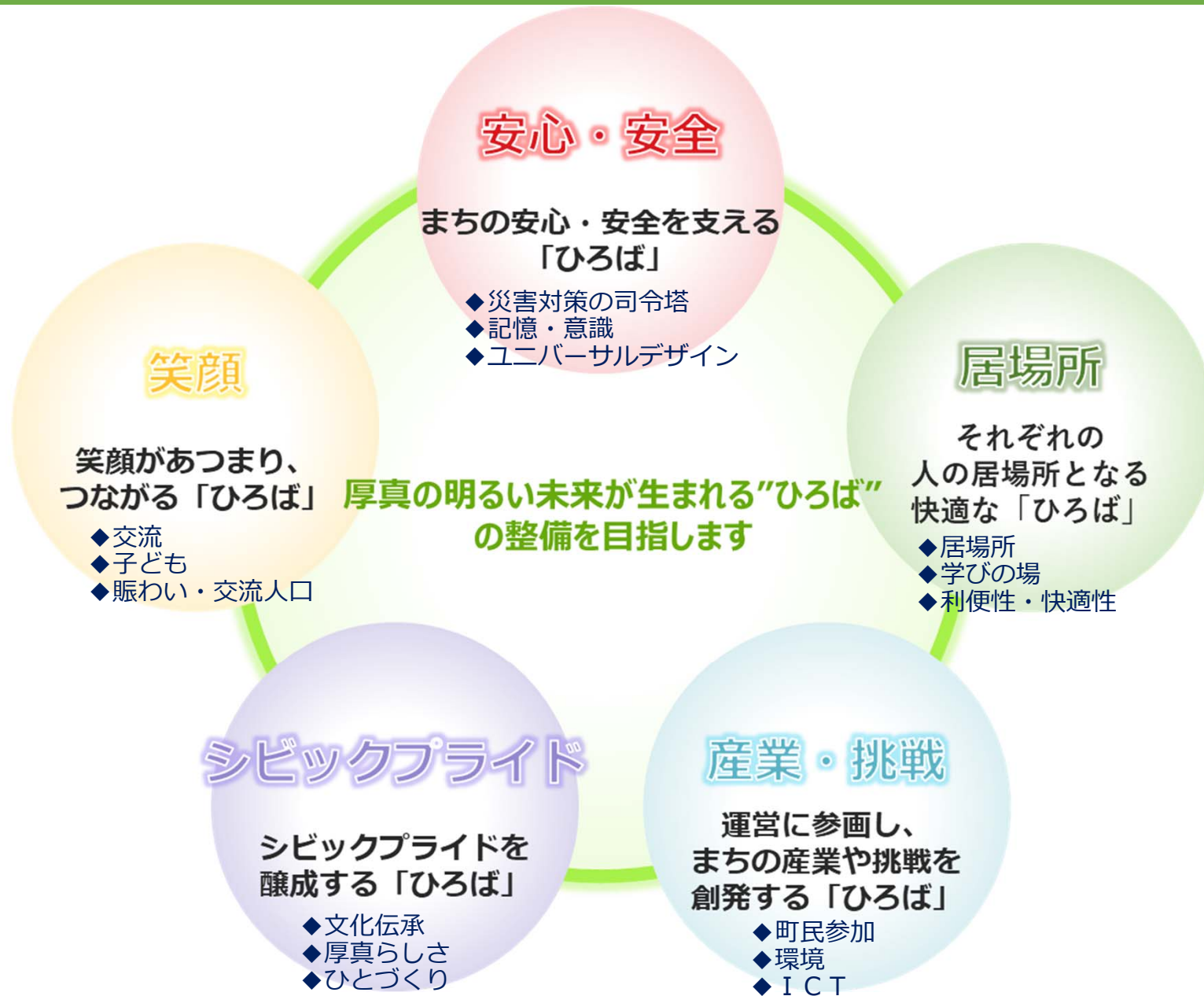
## 2 検討エリアと対象施設

# 検討エリアと対象施設



# 3 基本理念・基本方針

# 基本理念・基本方針





# 基本方針①

## 基本方針1：まちの安心・安全を支える「ひろば」

### 【方針1-1（災害対策の司令塔）】

災害時も機能を発揮できる庁舎・消防庁舎の整備



### 【方針1-2（記憶・意識）】

災害の記憶を伝え、地域防災や情報発信を担う施設の整備



### 【方針1-3（ユニバーサルデザイン）】

すべての人が利用しやすくやさしいユニバーサルデザインの導入



# 基本方針②

## 基本方針2：それぞれの人の居場所となる快適な「ひろば」

### 【方針2-1（居場所）】

町民それぞれの快適な親しみやすい居場所となる施設の整備



オープンな多目的なスペース

### 【方針2-2（記憶・意識）】

将来への夢を育み、多様な学習、文化活動が楽しめる「学びの場」  
「遊び場」の整備



子ども給食食堂  
/ カフェ

### 【方針2-3（利便性・快適性）】

利便性・快適性の高いコンパクトな役場庁舎の整備



（お試し起業）



# 基本方針③

## 基本方針3：笑顔があつまり、つながる「ひろば」

### 【方針3-1（交流）】

子どもから高齢者までの色々な笑顔が溢れつながる文化交流拠点の整備



### 【方針3-2（子ども）】

子どもや子育て世代が安心して過ごせる「ひろば」の整備



### 【方針3-3（賑わい・交流人口）】

町民の賑わいの核となり、魅力的な運用により交流人口を誘導する施設整備



# 基本方針④

## 基本方針4：シビックプライドを醸成する「ひろば」

### 【方針4-1（文化伝承）】

まちの歴史・文化を継承し、地域内外との交流を生む施設の整備

### 【方針4-2（厚真らしさ）】

まちの歴史とともに歩んできた歴史的建造物の活用

### 【方針4-3（ひとづくり）】

厚真を担うひとづくりの場の創出



# 基本方針⑤

## 基本方針5：運営に参画し、まちの産業や挑戦を創発する「ひろば」

### 【方針5-1（町民参加）】

町民が施設運営や地域課題解決に取り組み、まちの産業につなげていく施設整備



フリースペース



町民がチャレンジできる

### 【方針5-2（環境）】

地域資源を活かし、省資源・省エネルギーなど環境に配慮した整備



ア・マスト滞在工房

### 【方針4-3（ICT）】

ICT活用で町の利便性や産業・地域活性化を目指す施設整備



仕事百相



# 4 各施設の整備方針

# 対象施設の整備方針

## 建替

役場庁舎



青少年センター



創作館



消防庁舎（本部・厚真支署）



児童会館



## 集約・複合

## 改修・解体

福祉センター



旧母子健康センター



消防職員住宅

## 保存・活用

役場庁舎



## 継続利用

ゆくり



# 対象施設の老朽化率

No.	施設名	所在地	階数	構造	延面積 (㎡)	竣工年	耐用 年数	経過 年数	老朽化率
1	役場庁舎	京町120	2	RC造	1450.03	昭和28年	60	68	113.3%
2	青少年センター	京町165-1	2	RC造	1510.12	昭和54年	60	42	70.0%
3	創作館	京町165-1	1	木造	357.21	昭和52年	40	44	110.0%
4	児童会館	京町158-1	1	CB造 S造	626.13	昭和40年	50	56	112.0%
5	胆振東部消防組合 消防署厚真支署	錦町125	2	RC造 S造	999.37	昭和46年	60	50	83.3%

※建替(複合・集約化を含む)の対象となる施設のみ掲載



# 5 建て替え施設について

## (新役場庁舎)

# 新役場庁舎①

---

## 【主な整備方針】

- ① **訪れやすく誰もが利用しやすいサービス拠点づくり**
  - ⇒ 窓口サービスの合理化・効率化
  - ⇒ 待合スペースの拡充
- ② **コンパクトでストレスフリーな庁舎ワークプレイスづくり**
  - ⇒ 多様な執務空間の確保
  - ⇒ ICTインフラの導入
- ③ **安全安心・頼りがいのある将来を見据えた行政拠点づくり**
  - ⇒ 災害対策本部機能に相応しい安全対策
  - ⇒ アクセスしやすい動線計画

# 新役場庁舎②

## 【主な機能】

- (1) 窓口機能
- (2) 執務機能
- (3) 災害対応拠点機能
- (4) 町民利用スペース
- (5) 議会機能
- (6) 商工会

## 【整備規模】

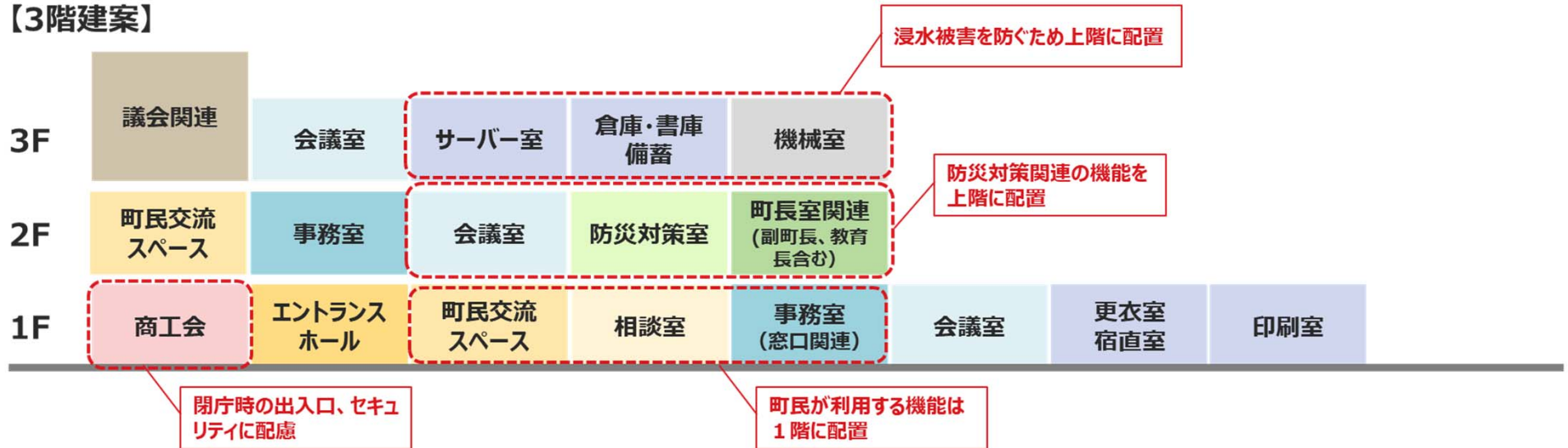
約 2,900m<sup>2</sup>

	現状面積 (㎡)	想定面積 (㎡)	
職員数	138人	120人	
(7) 事務室	928	920	現状と同規模 ただし、職員休憩スペース、職員打合せスペース等含む
町長室	41	30	
応接室	-	20	
副町長室	14	20	
教育長室	-	20	
(イ) 会議室	37	100	※会議室、防災対策室で合計約180㎡
(ウ) 電話交換室	-	-	
(I) 倉庫	136	50	※倉庫、台帳倉庫、備蓄倉庫で合計200㎡
(オ) 宿直室	13	20	
(カ) 庁務員室	-	-	
(キ) 湯沸室	14	5	
(ク) 受付・巡視溜	-	-	
(ケ) 便所・洗面所	62	100	
(コ) 医務室	-	-	
(ク) 売店	-	-	
(シ) 食堂及び喫茶室	-	-	
(ス) 更衣室	51	50	
台帳倉庫	-	100	※倉庫、台帳倉庫、備蓄倉庫で合計200㎡
備蓄倉庫	-	50	※倉庫、台帳倉庫、備蓄倉庫で合計200㎡
印刷室	23	25	
サーバ室	23	20	
防災対策室	-	80	※会議室、防災対策室で合計約180㎡
相談室	33	40	
町民交流スペース	-	450	エントランスホール、打合せコーナー、相談コーナー等
授乳室	-	10	
(テ) 議場	125	150	
正副議長室	23	25	
議員更衣室	-	20	
委員会室	48	50	会議室と兼用
議会事務局	17	20	
湯沸	-	5	
(ト) 商工会	0	100	商工会要望
(タ) 機械室	0		
(チ) 電気室	0	150	
(ツ) 自家発電電気室	0		
(フ) 交通部分	395	270	風除室、廊下、階段、EV
<b>延床面積</b>	<b>1,982</b>	<b>2,900</b>	

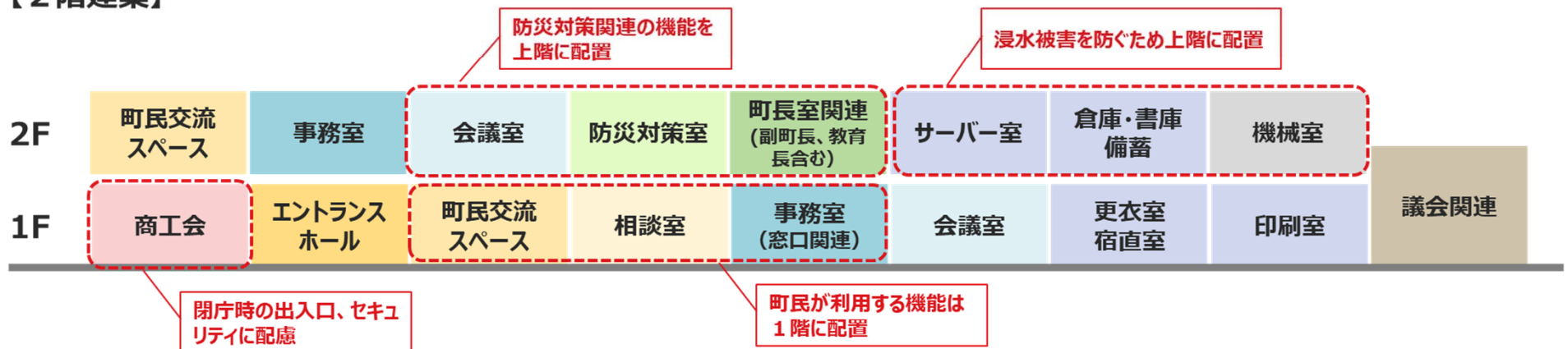
# 新役場庁舎③

【機能配置のイメージ】

## 【3階建案】



## 【2階建案】



# 6 建て替え施設について

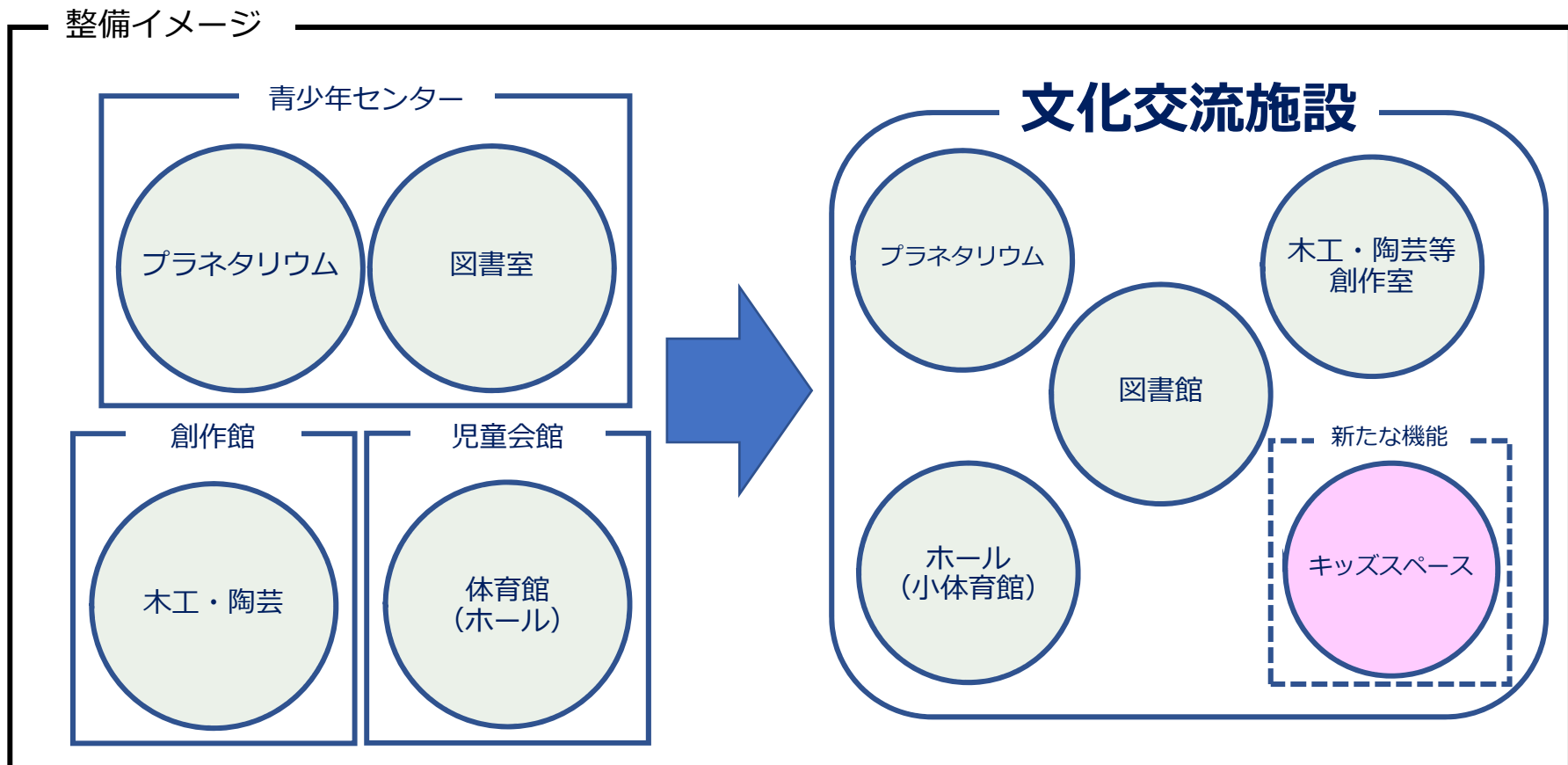
---

(文化交流施設・(仮称)アイヌセンター)

# 文化交流施設・(仮称)アイヌセンター①

## 【文化交流施設とは？】

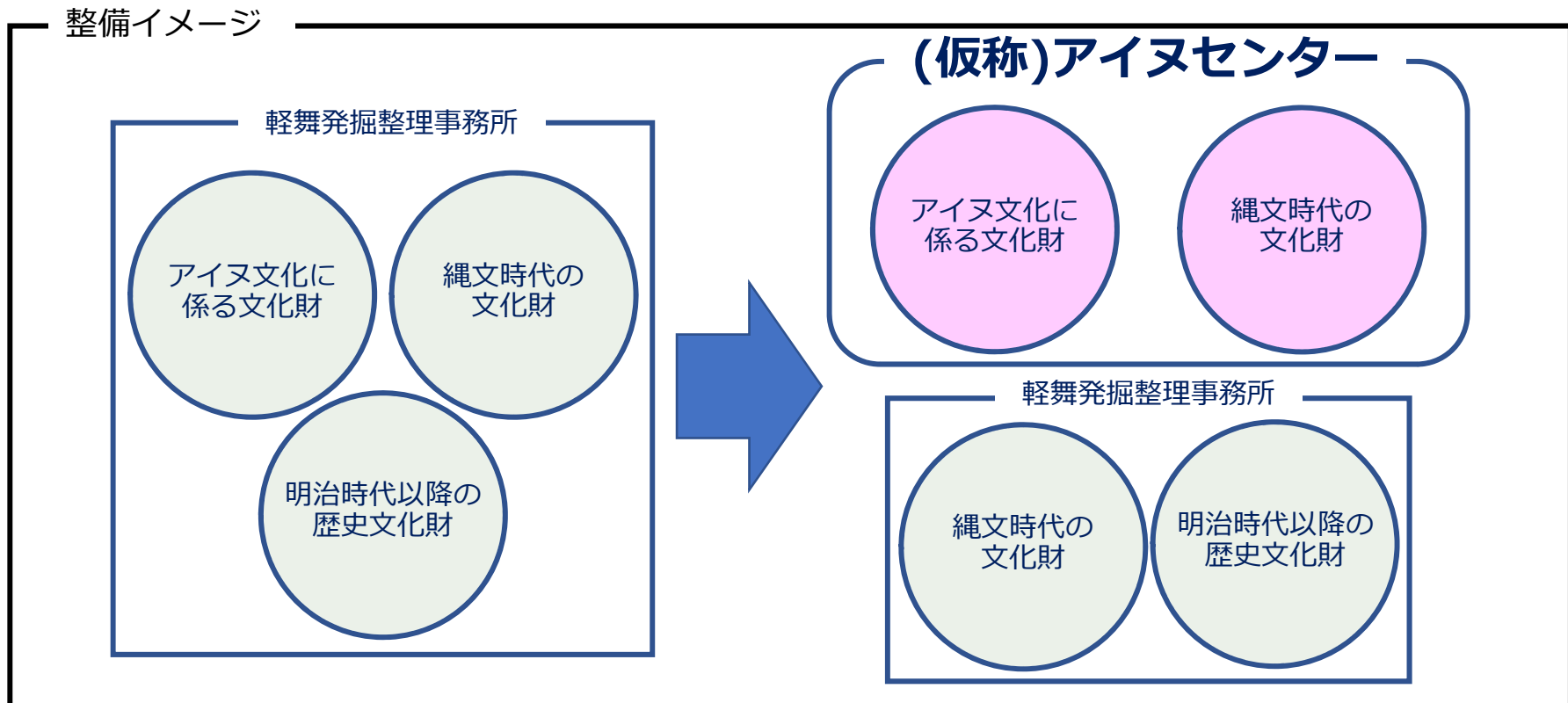
老朽化している利用頻度の低い青少年センター、創作館、児童会館の各施設を集約した複合施設として、町民の利用しやすい施設を目指す。



# 文化交流施設・(仮称)アイヌセンター②

## 【(仮称)アイヌセンターとは？】

現役場庁舎を活用し、町内の縄文文化やアイヌ文化などの歴史に関する情報発信・普及活用をおこなう施設で、現在、軽舞発掘整理事務所に収蔵している文化財のうち、特に注目度の高いアイヌ文化や縄文時代に係る文化財を収蔵、展示公開する施設



# 文化交流施設・(仮称)アイヌセンター③

---

## 【整備方針】

### ①機能が連携・融合した施設づくり

⇒ 図書、創作、ホール、歴史・文化、交流といったそれぞれの機能が集約・複合化することで、新たな活動や交流を創出

### ②施設と広場が一体となった「まちのリビング」づくり

⇒ うち（施設）とそと（広場）が一体となった配置計画とし、新たな居場所となる居心地の良い快適な空間を形成

### ③町民が参加する施設の運営・活用

⇒ 文化交流施設・(仮称)アイヌセンターは整備して終わりではなく、町民自らが施設の運営や活用に参加する仕組みを構築



# 文化交流施設・(仮称)アイヌセンター④

## ■文化交流施設

### 【主な機能】

- (1) 図書館
- (2) プラネタリウム
- (3) ホール
- (4) 創作スペース (木工・陶芸)
- (5) フリースペース・飲食



# 文化交流施設・(仮称)アイヌセンター⑤

## 【整備規模】

約 2, 0 0 0 m<sup>2</sup>

(集約・複合化の対象となる施設の総面積から約 3 7 0 m<sup>2</sup>減)

名 称	想定面積(m <sup>2</sup> )	備 考
図書館	4 5 0	書架、開架スペース、ホール
キッズスペース	8 0	開架スペースと合わせた利用を想定
会議室	6 0	
プラネタリウム	1 0 0	
創作スペース(陶芸・木工)	1 8 0	
ホール	2 0 0	
事務スペース	1 2 0	図書貸出カウンター、作業室、更衣室等を含む
フリースペース・飲食	4 0 0	
共用部・物品庫・閉架書庫・機械室等	4 1 0	
合 計	2, 0 0 0	

# 文化交流施設・(仮称)アイヌセンター⑥

【集約・複合化イメージ】

機能	青少年センター	町民ギャラリー	創作館	児童会館	文化交流施設
図書	図書コーナー 約280㎡	図書館機能の強化			図書館機能 約600㎡
プラネタリウム	プラネタリウム 約50㎡	埋蔵文化財センターと連携した利用も想定し面積増加			プラネタリウム 約100㎡
展示	展示 約170㎡	特別展示室 約100㎡	現状規模 ※エントランスホール等との兼用、図書館機能との一体利用を想定		展示機能 約100㎡
創作			創作室 計 約180㎡	現状規模	創作機能 約180㎡
ホール・集会			談話室 計 約40㎡	ホール 約210㎡	現状規模 ホール機能 約200㎡
会議	研修室×4 計 約160㎡	適正規模に縮小（図書館機能との一体利用を想定）			会議機能 約60㎡
事務	管理事務室 約40㎡	管理事務室 約100㎡ →役場庁舎へ集約	事務室 約20㎡	事務室 約180㎡ →「ゆくり」への移転を想定	事務機能 ※ 約60㎡
新たな機能					キッズスペース 約80㎡
共用等 その他	約550㎡	約60㎡	約120㎡	約110㎡	約620㎡
合計	約1250㎡	約260㎡	約360㎡	約500㎡	約2,000㎡
			計 約2370㎡		規模の縮小・効率化

# 文化交流施設・(仮称)アイヌセンター⑦

## ■(仮称)アイヌセンター

### 【主な機能】

- (1)厚真町歴史展示スペース
- (2)震災アーカイブ
- (3)埋蔵文化財の展示室
- (4)アイヌ遺骨安置室
- (5)企画展示室
- (6)映像展示室
- (7)体験室
- (8)学習スペース



厚真の災害と  
(水害、地震、土石災害、津波)  
の学びが得られる  
展示体験施設



埋蔵文化センターで  
土器に触れる

# 文化交流施設・(仮称)アイヌセンター⑧

## 【整備規模】

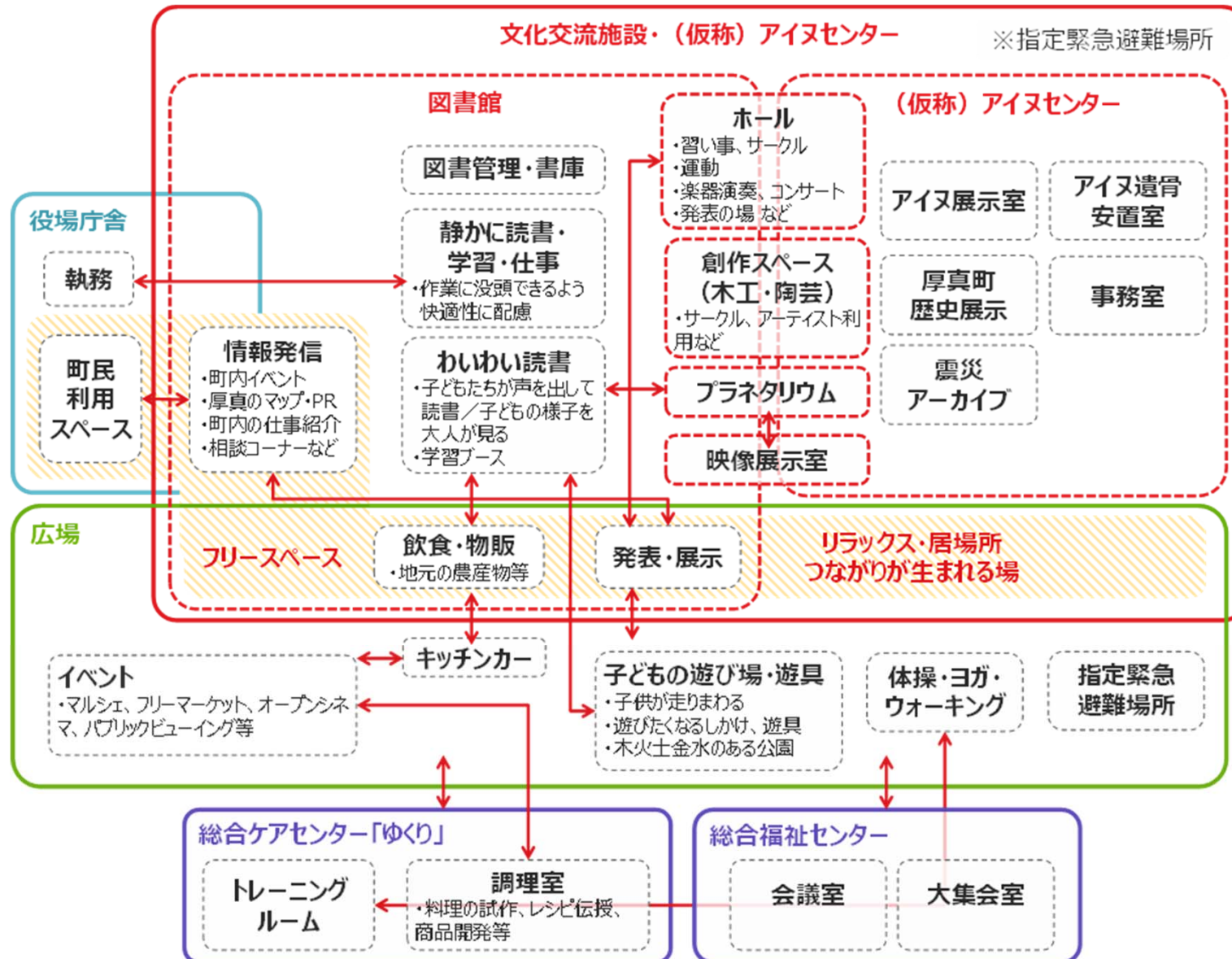
約 1,600m<sup>2</sup>

(現役場庁舎：約840m<sup>2</sup> + 増築：約760m<sup>2</sup>)

名 称	想定面積(m <sup>2</sup> )	備 考
厚真町歴史展示スペース	100	現役場庁舎1F/エントランスホールと合わせた利用を想定
震災アーカイブ	100	
アイヌ展示室	180	現役場庁舎2F
映像展示室	160	
体験室	40	
学習スペース(研修室)	40	
事務室①((仮称)アイヌセンター事務)	60	現役場庁舎1F
事務室②(アイヌ協会事務)	80	
収蔵庫(アイヌ遺骨安置室含む)	140	荷捌き、作業室を含む
物品庫・収蔵庫・書庫	90	
機械室	30	現役場庁舎
(仮称)アイヌセンター共用部	580	
<b>合 計</b>	<b>1,600</b>	

# 文化交流施設・(仮称)アイヌセンター⑨

【文化交流施設・(仮称)アイヌセンターと各施設の関連性】



# 7 土地利用計画

# 土地利用計画①

---

## 【主な整備方針】

### ①周辺との連携・ネットワークを重視

⇒ 道道千歳鷗川線沿道の商店街や市街地との回遊性を考慮した動線の確保

### ②広場を庁舎周辺エリアの中心に配置

⇒ 広場を庁舎周辺エリアの「コア」として中心に配置し、公園、広場がつながる一体的・連続的なパブリックスペースを形成

### ③広場を囲うように新たな建物を配置

⇒ 広場を既存施設と挟むように新たな施設を配置し、一体的な空間を形成

⇒ 道道千歳鷗川線からの景観・視認性に配慮した建物配置



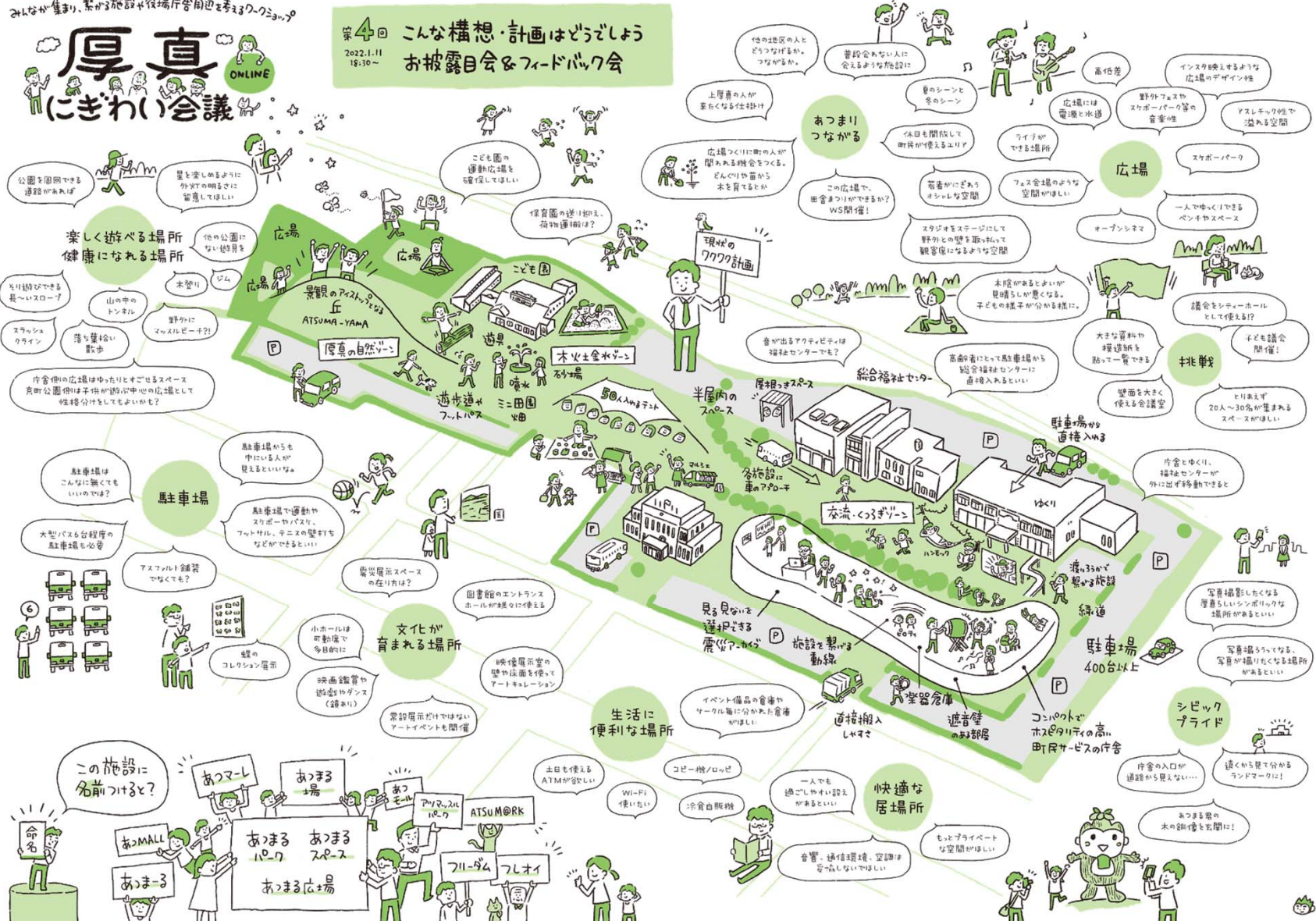
# 土地利用計画②

## 【第4回厚真にぎわい会議開催結果】

みんなが集まり、繋がる施設や役場庁舎周辺を考えるワークショップ

**厚真**  
にぎわい会議 ONLINE

第4回 こんな構想・計画はどうでしょう  
お披露目会&フィードバック会  
2022.1.11  
18:30~



# 土地利用計画③

【土地利用ゾーニング】



# 8 事業計画

# 事業スケジュール

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
役場庁舎	事業者選定	基本設計	実施設計	建設工事		
文化交流施設					実施設計	建設工事
(仮称)アイヌセンター (現役場庁舎)						改修工事
広場			実施設計	外構工事 (※施工期間は配置計画による)		
総合福祉センター (改修)					実施設計	改修工事
消防庁舎		事業者選定	基本 実施 設計	建設工事		
		土地整備 (盛土)				

# 概算事業費と財源内訳

(単位：千円)

No.	施設名	区分	面積 (㎡)	事業費	財源内訳				
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源
1	新役場庁舎	建設	2,900	2,070,000	500,000 リノベーション強化型ZEB実証事業 500,000 サステイナブル建築物等先導事業	0	207,000 緊急防災・減災対策事業 431,500 一般単独事業	431,500 庁舎建設基金	0
2	文化交流施設	建設	2,760	1,920,000	695,900 都市構造再編集中支援事業 422,500 717政策推進交付金	0	695,900 過疎対策事業	0	105,700
3	(仮称)アイヌセンター	改修	840	370,000	296,000 717政策推進交付金	0	0	0	74,000
4	総合福祉センター	改修	598	270,000	135,000 都市構造再編集中支援事業	0	135,000 過疎対策事業	0	0
5	消防庁舎	建設	2,000	1,300,000	0	0	1,105,000 緊急防災・減災対策事業	153,300 構成町分担金	41,700
6	外構(道路・公園・駐車場等)	整備	-	700,000	314,800 都市構造再編集中支援事業	0	385,200 過疎対策事業	0	0
<b>合計</b>				<b>6,630,000</b>	<b>2,864,200</b>	<b>0</b>	<b>2,959,600</b>	<b>584,800</b>	<b>221,400</b>

交付税措置(70%) 1,769,670

特別交付税措置 89,850

地方債実負担額 1,189,930

一般財源実負担額 131,550

⇒普通交付税対象経費

⇒特別交付税対象経費

**町の実負担額(一般財源+地方債+基金) 1,752,980**

【庁舎建設基金1,000,000千円を充当した場合】  
町の実負担額(一般財源+地方債) **752,980**

# 想定する財源①

補助金等の名称	概要	補助率等
レジリエンス強化型ZEB実証事業	災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設(庁舎、公民館等集会所等)において、停電時にもエネルギー供給が可能であって換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型のZEBに対する補助金	上限額：500,000千円
サステナブル建築物等先導事業	木材を大量に使用する木造建築物等の先導的な整備事例について、構造・防火および生産システムの面で先導的な設計・施工技術の普及と低炭素社会の実現に貢献することを目的として実施する事業に対する補助金	上限額：500,000千円
都市構造再編集中支援事業	「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等がおこなう一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援をおこない、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業に対する補助金	補助率：50%
アイヌ政策推進交付金	アイヌの人々に寄り添い、未来志向のもと、その要望にできる限り対応しながら、アイヌ政策を総合的に推進するため、文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた市町村の取組を支援する交付金制度	交付率：80% ※特別交付税措置あり

# 想定する財源②

補助金等の名称	概要	補助率等
過疎対策事業	過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域とされた市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいておこなう事業の財源として、特別に発行が認められた地方債	充当率：100% ※普通交付税措置あり
緊急防災・減災対策事業	全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための事業のうち、住民の避難、行政・社会機能の維持および災害に強いまちづくりに資する事業を対象とする地方債	充当率：100% ※普通交付税措置あり